



平成29年12月13日

各 位

会 社 名 株式会社SRAホールディングス
代表者名 代表取締役社長 鹿 島 亨
(コード：3817、東証第一部)
問合せ先 管理本部長 生川 尚幸
(TEL 03-5979-2666)

当社子会社の訴訟（控訴）の判決に関するお知らせ

当社子会社である株式会社SRA（以下、「SRA」という。）が株式会社ハピネット（以下、「ハピネット」という。）に対して提起した損害賠償等請求訴訟およびハピネットがSRAに対して提起した業務委託料返還等請求訴訟について、本日、東京高等裁判所より判決が言い渡されました。

判決につきましてSRAの主張が全面的には認められず、当社としましては、誠に遺憾であります。今後は、弁護士をまじえ、判決内容を精査するとともに、方針を検討してまいります。なお、本判決による当社連結業績への影響は、現在確認中であります。

開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

記

1. 控訴の提起および判決のなされた裁判所および年月日

- (1) 裁判所 : 東京高等裁判所
- (2) 控訴提起年月日 : 平成28年11月2日 (SRAがハピネットに対し控訴提起)
平成28年11月8日 (ハピネットがSRAに対し控訴提起)
- (3) 判決年月日 : 平成29年12月13日

2. 控訴審判決の概要

下記には、主として支払額について記載しております。

- (1) ハピネットは、SRAに対し金2,232万5,625円およびこれに対する支払済までの年6分の割合による遅延損害金を支払え。
- (2) SRAは、ハピネットに対し金8億2,232万2,500円およびこれに対する支払済までの年6分の割合による遅延損害金を支払え。
- (3) SRAおよびハピネットのその余の請求を棄却する。
- (4) 訴訟費用は5分の4をSRAの負担とし、5分の1をハピネットの負担とする。
- (5) この判決は、(2)について、仮に執行することができる。

3. 訴訟の原因および提起に至った経緯

SRAは、ハピネットとの間で締結した「新基幹システム構築」に関する開発委託契約および関連する複数の契約に基づき、作業を進めておりましたが、ハピネットは、SRAの作業停止を指示するとともに、代金の支払いを拒否しました。そのため、司法に判断を委ねることが妥当として、平成23年3月31日に訴訟を提起したものです。

平成28年10月31日に第1審判決が言い渡されましたが、SRAは、その内容を不服とし、控訴しました。控訴審におきましても、SRAは断固たる姿勢で正当性を主張してきました。

4. 関連する過去の開示

- (1) 「損害賠償等請求訴訟提起に関するお知らせ」 (平成 23 年 3 月 31 日)
<http://www.sra-hd.co.jp/Portals/0/ir/others/20110331.pdf>
- (2) 「当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」 (平成 23 年 4 月 6 日)
<http://www.sra-hd.co.jp/Portals/0/ir/others/20110406.pdf>
- (3) 「当社子会社の訴訟の判決に関するお知らせ」 (平成 28 年 10 月 31 日)
<http://www.sra-hd.co.jp/Portals/0/ir/others/20161031.pdf>
- (4) 「当社子会社の訴訟の判決の更正決定に関するお知らせ」 (平成 28 年 11 月 2 日)
<http://www.sra-hd.co.jp/Portals/0/ir/others/20161102.pdf>
- (5) 「当社子会社の訴訟 (控訴) の提起に関するお知らせ」 (平成 28 年 11 月 8 日)
<http://www.sra-hd.co.jp/Portals/0/ir/others/20161108.pdf>
- (6) 「当社子会社に対する訴訟 (控訴) の提起に関するお知らせ」 (平成 28 年 12 月 14 日)
<http://www.sra-hd.co.jp/Portals/0/ir/others/20161214.pdf>

以 上